

自転車指導啓発重点地区（三原警察署）

令和8年1月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 並進走行
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止
- 無灯火



★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 **歩道は、歩行者優先！**
歩道通行は、車道寄り走行，並進禁止，歩行者がいれば一時停止をしましょう。
- 2 **ながら運転は危険！**
片手運転となり，周りが見えず危険な行為なのでやめましょう。
- 3 **「止まれ」では確実に一時停止を！**
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。
- 4 **早めのライト点灯を！**
暗くなる前に早めのライト点灯をしましょう。

自転車関連事故発生状況（R2～R7合計）

区分	三原警察署管内	
		重点地区
自転車関連事故件数	76	1



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

重点地区

【重点地区】 三原市城町一丁目地区

- **選定理由**
 - ・ JR三原駅を利用する中学生・高校生等が多いため，自転車利用者の特に並進をする違反や自転車の関係する交通事故の発生が多い
 - ・ 自転車利用者のルール違反やマナーについての要望あり